

特定非営利活動法人

地域生活支援ネットワークきらり

児童デイサービスセンター おおぞら

児童デイサービスセンター 第二おおぞら

グループホーム きらり

NPO法人きらり神居センター

旭川子ども発達支援センター たいよう

NPO法人きらり相談室

多機能型事業所きらり（生活介護&デイ）



I. きらりの基本理念

「どんなしょうがいがあっても、地域の中で一人の人間として学び・働く喜びを感じられる場があること、自立した生活ができること、それらが認められる社会であること。そして、地域で誰もが輝く明日をおくるために、自分を高め、自分らしく生き、人と人とのつながりを大切に、豊かな社会生活の広がりをめざす。」

II. 沿革

- 1992年 4月 知的しょうがい者私的グループホーム「せがわホーム」開設。
4名が利用
- 2004年 11月 「NPO 法人地域生活支援ネットワークきらり」が法人認可。
- 2005年 4月 「せがわホーム」が旭川における初の NPO 法人によるグループホームとして認可される。入居者 4 名。
- 2005年 4月 せがわホーム隣に 2 階建てを新築し、1階を児童デイサービス「おおら」・2階をグループホーム「わん」と命名し申請するも、「おおぞら」のみ認可され、「わん」は定員に満たないため認可されず。
「おおぞら」の 1 日の定員は 10 名。
- 2006年 4月 「わん」4 名入居により認可となる。
- 2007年 10月 障害者自立支援法施行により「せがわホーム」「わん」ともに、共同生活介護事業(ケアホーム)として認可。
- 2008年 4月 児童デイサービスセンター「たいよう」開所。
早期療育の場として幼児を対象とし、1 日の定員 15 名→10 名。
- 2008年 4月 たいよりの2階に2室新たに作り、「わんⅡ」として定員を 2 名とする。
2室とも玄関つきアパートタイプ。
- 2012年 8月 「NPO 法人きらり神居センター」開所(神居 1 条 1 丁目)。
旭川で初の本格的な児童発達支援センターとして、「旭川子ども発達支援センターたいよう」「保育所等訪問支援事業」「相談支援事業」を行う。
放課後等デイサービス第二おおぞら開所。小グループで、ソーシャルスキルを学ぶ場とする。
- 2012年 10月 「NPO 法人きらり相談室」が認可。児童の相談支援事業を行う。
- 2013年 4月 多機能型事業所きらり「生活介護事業」及び「放課後等デイサービス事業」が認可され開所。各定員10名。
- 2015年 10月 グループホームせがわホームからグループホームきらりへ名称変更。

III. 所在地

【法人本部・グループホーム・おおぞら・第二おおぞら】

〒071-8141 旭川市春光台 1 条 1 丁目4-33

TEL 0166-53-3553

Fax 0166-76-4338

E-mail kirari_net@brown.plala.or.jp (おおぞら・第二おおぞら)

E-mail kirari_net3@amail.plala.or.jp(グループホーム)
HP <http://npo-kirari.org/>

【きらり神居センター・たいよう・多機能きらり】

〒070-0811 旭川市神居1条1丁目1-10

TEL 0166-60-3101

Fax 0166-63-0390

きらり相談室 0166-60-3102

IV. きらりの事業

1. 法人本部

(1) 共同生活援助事業(グループホーム)

1) 目的

障害者総合支援法に基づき、知的しょうがいのある人の地域生活を支援すること・地域で普通に暮らす事を目的として実施。グループホーム3軒(「せがわホーム」「わん」「わんⅡ」)に、入居者が11名生活している。

2) 入居者の日中活動状況

就労継続支援 事業所	生活介護事業所	一般就労
4名	5名	2名

3) 費用

部屋代 20,000円 食費 1日1,000円

光熱水費 11,000円

冬季暖房料 3,300円(11月～3月)

※ 1ヶ月の経費は概ね 50,000円(食事の回数により変化)。

※ 上記生活費のほかに、障害者総合支援法に基づく利用料が生じる場合がある。

※ 部屋代は、玄関つき部屋や部屋の間取りで若干異なるが、ほとんどは上記金額。

4) 各ホームの外観と間取り図

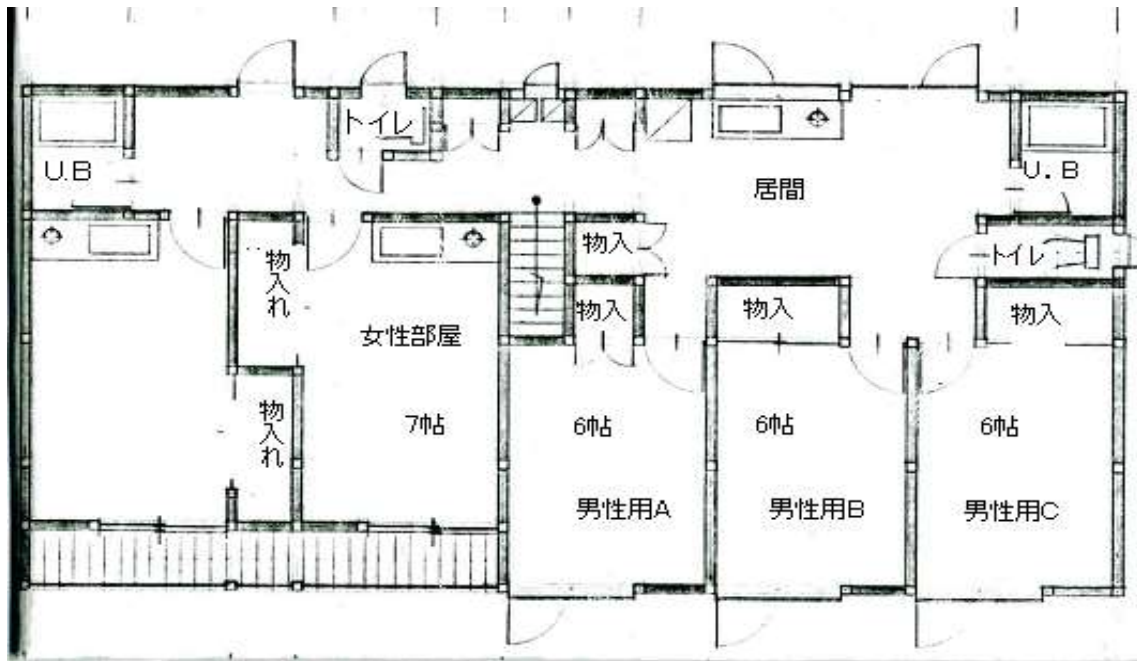
<せがわホーム>



1992年開設
2階部分をホームで使用。
前庭の芝生は憩いの場。

前庭で犬と遊んだり、夏には
外で弁当を食べたりする憩い
の場となっている。

(せがわホーム間取り)

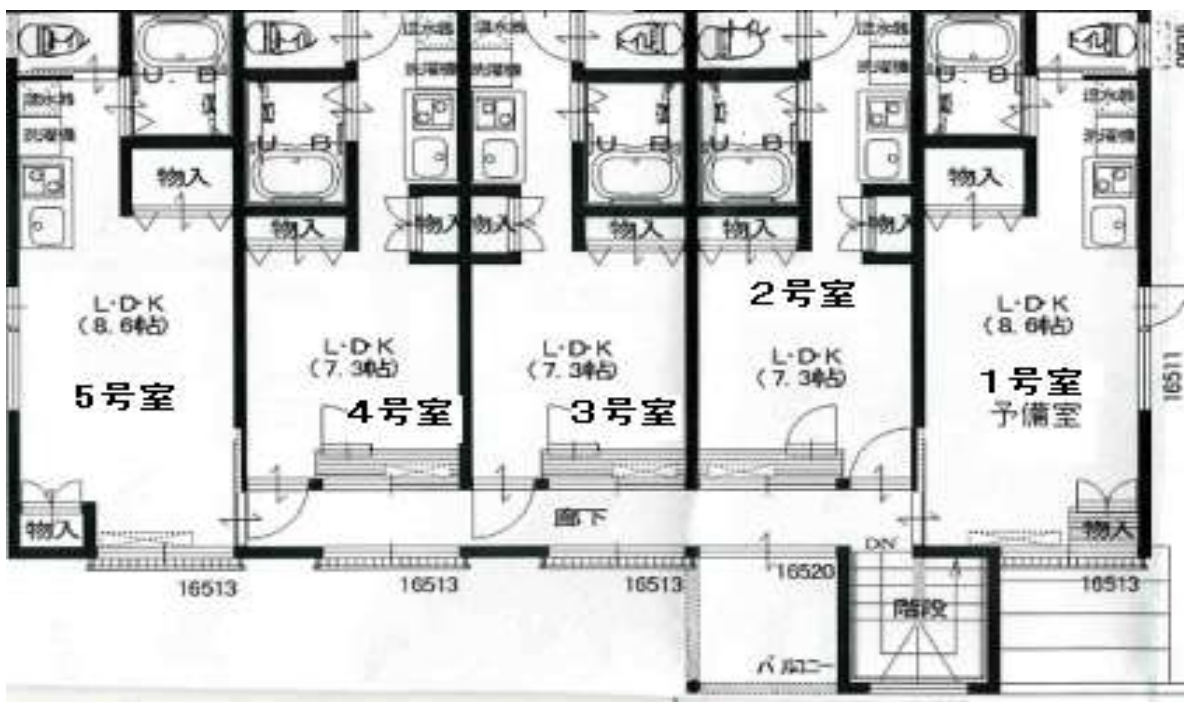


<わん&おおぞら>

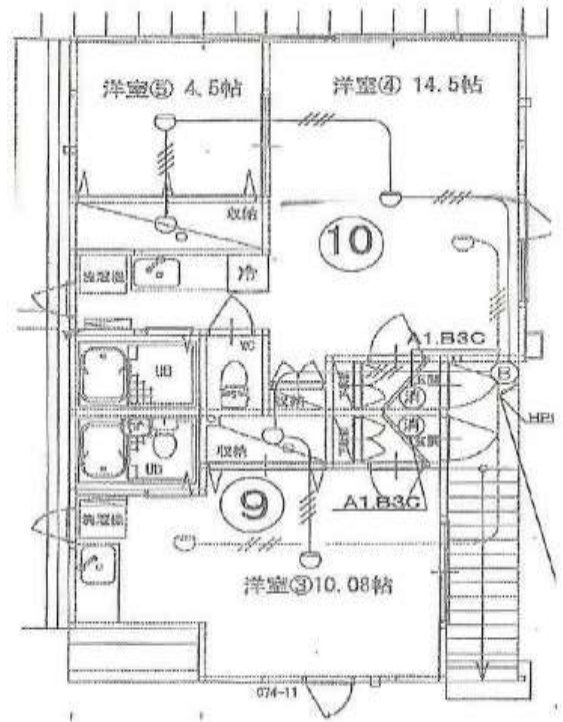


2005年開設
2階がグループホーム。
ワンルーム型で各部屋
バス・トイレつき。
1階に食堂がある。
夜はみんなが集まり憩いの
場となる。

日中は1階で児童デイサー
ビス「おおぞら」を開所



<第二おおぞら・わんⅡ>



2008年開設

2階はアパートタイプのグループホーム「わんⅡ」2室

日中1階では、児童デイサービスたひょうとして利用していた。

現在、第二おおぞらが利用している。

(2)児童デイサービスセンター「おおぞら」と「第二おおぞら」

～就学児童の放課後生活支援～

1)目的

発達が気になる子やしょうがいのある子どもが通所し、遊びを通して人との関わりを深め、「貴重なとき」を過ごす事ができるよう設定する。

一人ひとりのしょうがいに配慮した取り組みを行い、同時に保護者の相談に応じる。

学齢児が対象。

2)対象児童とデイサービスの内容

<小学生>

主に、養護学校・知的学級・情緒学級通級等の特別支援教育を受けている児童が登録し、放課後・夏休み・冬休み等に利用する。祝祭日・日曜は休所日。

スケジュールを提示し、見通しを持つように支援。

- ・ 外活動 自然に恵まれた環境を生かして、外遊びが中心となっている。アスレチック・散歩・虫捕り・雪遊び・チューブ滑りなど
- ・ クッキング 月に一度おやつ作り。夏休み・冬休みはカレー作りなど。
- ・ リズム 歌・リズム遊びなど。
- ・ サーキット・ゲーム 集団遊びを通してルールを学ぶ。
- ・ 制作 季節に応じた制作。
- ・ シアター ロールプレイでソーシャルスキルを学ぶ。



3) 学習会・茶話会

講師を招いての学習会。及び親同士または先輩お母さんと、話しあう機会を設ける。

4) 連携

保護者了解のもと、必要に応じて、医療機関・他施設・学校との連携をはかる。

必要に応じて、支援会議を開催する。

5) 相談

児童発達支援管理責任者が中心となり、保護者からの様々な相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとりながら、発達支援・地域生活支援のためのコーディネートを行う。

6) 費用

児童福祉法に基づく1割負担と、送迎利用の場合は送迎料が生じる。

- ・教材費1日30円
- ・クッキング材料費実費

2. NPO 法人きらり神居センター

(1) 旭川子ども発達支援センター「たいよう」～児童発達支援センター(早期療育)～

1) 目的

発達が気になる子やしょうがいのある児童に対して、遊びを通して人との関わりを深めて発達支援を行うとともに、その保護者に対して子育て支援を行う。

2) 対象児童

- ・市町村が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童。
- ・児童相談所・保健所・医療機関等から療育の必要性を認められた児童。

3) 通所形態

・ 母子通所

可能ならば通所開始当初は、母子で通所する。

母子分離が可能であれば徐々に母子分離を進めていくが、定期的に母子通所も取り入れる。

・ 単独通所

児童が単独で日々通所

- ・給食・・・栄養士・調理員を配置し日々給食を提供。
- ・送迎・・・家庭までの送迎を行う。

4) 療育内容

・ 母子療育

母子で色々な遊びを体験することにより、母子の信頼関係の基礎を作る。

親子体操・スキンシップ遊び・感覚遊び・音遊び・散歩などを通して、母と子どもとの



関わり方を広げていく。

- ・ 集団療育

小集団の中で生活習慣を身に付けていくとともに、集団での活動が少しでもできるように、子どもとの関わりを深める

- ・ 個別療育

全ての子どもに実施。一人ひとりの発達に応じて、1:1の個別課題学習を行う。言葉・認知・対人関係などの発達を支援することをねらいとする。

※ その子どもにより、集団と個別の利用・個別のみの利用など、療育内容も保護者と確認の上進めていく。

5) 連携

保護者の了解の下、必要に応じて医療機関・福祉施設・学校・幼稚園・保育所など連携をとり支援を行う。必要に応じて支援会議を開催する。

必要に応じて関係機関との連携を行いながら、発達支援・地域生活支援のためのコーディネートを行う。

6) 学習会・茶話会

- ・ 子どもとの関わり方・障がいの理解・親として何をすべきか等について、講師を呼び学習会を開催

- ・ 通所する親同士が、様々なことを話し合う場として、年間数回実施。

コーディネーターは、たいよう職員が交代で行う。

自分自身のこと・家族のこと・いつも思っていること・悩んでいることなどについて、話し合う。

7) 行事

午前中に母子通所している子どもを中心に、イチゴ狩りやピクニックなど、バスを借り上げて行うこともある。

また、季節の行事・誕生会なども行う。

8) その他

- ・ 発達テスト

要に応じて発達テストを行うが、基本的に医療機関や他の公的機関での発達テストを参考とする。

- ・ 費用

児童福祉法に基づく1割負担。

- ・ 指導室2室・プレールーム・個別指導室3室・訪問支援室・厨房・静養室を配置。

(2) 保育所等訪問支援事業

2012年4月に認可。

訪問支援員を配置。

保育所・幼稚園・小学校を訪問し、子どもが所属する集団で適応できるように支援するとともに、各機関の職員への支援も行う。

たいよう通所児童以外にも利用可能。



(3)NPO 法人きらり相談室(相談支援事業)

～子ども発達支援センターたいようから独立した機関として機能する～

受給者証交付の前にサービス利用計画を立て、関係機関との連携を密に行い個別支援計画を立てる。

全ての福祉サービスは、相談支援事業を経て始められる。

相談支援専門員を配置。

(4)多機能型事業所「放課後等デイサービス」～『きらりデイサービス』

1)目的

人との関わり方やマナーについて学ぶとともに、自己表現の方法を考える。

また土曜クラブは、中学生としての自覚のもとに、自分のことは自分で考えて行動できるように、自立をテーマとした活動をする。1日の定員:10名。

2)内容

< 土曜クラブ >

- ・ スケジュールをみんなで考え、そのために必要なこと(具体的な手順も含めて)なども考えていく。そのプロセスにおいて社会的なルール・マナー・自己表現などについて学ぶ。
- ・ 市内バスでを利用した通所・活動での移動。
- ・ 調理…内容を考え、食材を自分達で用意して作る。
- ・ 運動…かんじきで歩く・剣道・嵐山のぼり・登山など。
- ・ 社会見学…JR・市内バスの利用。買い物。
- ・ 日記書き…毎回必ず日記を書く。

(5)多機能型事業所「生活介護」～『きらり作業所』

1)目的

しょうがいのある人たちが地域で当たり前のように生活できることを支援する。また、その人らしく、ゆったりとした中にも張りのある生活を送ることができるように。

日々の活動を通して生活能力を高め、働く喜びを感じられるようにする。

スポーツや作業を通して、健康な体づくりを第一に考えるとともに、充実した日々を過ごすことができるように。また 社会の一員として、社会的なマナーやルールを遵守出来る人となるべく支援する。

2)対象者

療育手帳を取得している人で、総合支援法に基づく障害程度区分が、3～6の人。

3)事業内容

< 作業 >

① 農作業

…神居古潭やセンターにて農作業。

じゃがいも・とうきび・なす・とまと・大根など。



- ② 室内作業
…製本・センター内清掃・給食補助など。
- ③ その他の作業…環境整備等
園庭整備・駐車場整備・ごみ整理など。

<スポーツ>

- ① 水泳…月に2回おびったのプール使用。
泳ぐ・歩くなど。
- ② 運動
…室内での運動・河川敷グラウンドでの運動・スキー・体育館を利用した活動など。
- ③ 散歩…歩行訓練・嵐山登山など。
- ④ スキー…歩くスキー・そり・かんじきなど。

<社会・自立活動>

- ① バスで市内探索(月1回)
- ② 食材購入と調理
月2回の木曜日と月2回の土曜日に調理。前日に食材の確認と食材購入。
調理するものをみんなで確認しながら話し合い、手順などを決める。
- ③ 日帰り旅行
作業所などの見学し、他事業所の状況を学び交流し社会見学を行う。

<レクリエーション>

- ① ヨサコイやダンスなどを楽しむ。
- ② リズム…週に1回 リズムを楽しむ。ダンスなどと共に、リフレッシュ活動となる。

3)1日の定員:10名



<製本作業の様子>

